

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><b>第3章 体制および評価</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 保安管理体制</b></p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 体制および評価</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 保安管理体制</b></p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織(発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を含む。)から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の醸成)に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の醸成)に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長(原子力品質保証)は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部長(原子力管理)は、電源事業本部(原子力管理)が実施する発電所の保安に関する業務(発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。)を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長(原子力安全技術)は、電源事業本部(原子力安全技術)が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部長(燃料)は、電源事業本部(燃料)が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長(電源土木)は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長(原子力建築)は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織(発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を含む。)から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の醸成)に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の醸成)に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長(原子力品質保証)は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部長(原子力管理)は、電源事業本部(原子力管理)が実施する発電所の保安に関する業務(発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。)を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長(原子力安全技術)は、電源事業本部(原子力安全技術)が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部長(燃料)は、電源事業本部(燃料)が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長(電源土木)は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長(電源建築)は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><b>第3章 保安管理体制</b></p> <p>(保安に関する組織) 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p> <p>社長の下に、管理責任者(考査部門長)と管理責任者(電源事業本部長)が並び、考査部門長の下には調達本部長が、電源事業本部長の下には電源事業本部長(原子力品質保証)と電源事業本部長(原子力管理)※2(原子力発電保安委員会)があり、原子力管理の下には原子力安全技術、燃料、電源土木、原子力建築(※2)があり、原子力建築の下には原子力人材育成センター所長(※1)がある。また、電源事業本部長の下には原子力品質保証がある。さらに、原子力発電保安運営委員会(※1)の下には、廃止措置主任者、品質保証部長(課長)、技術部長(総務課長、技術課長、燃料技術課長、核物質防護課長、建設管理課長)、環境管理部長(放射線管理課長、廃止措置総括課長)、発電部長(第一発電—当直長、第二発電—当直長)、保守部長(保守管理課長、保守技術課長、電気課長、計装課長、3号電気課長、原子炉課長、タービン課長、3号機械課長、土木課長、建築課長、SA工事プロジェクト課長)がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 保安管理体制</b></p> <p>(保安に関する組織) 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p> <p>社長の下に、管理責任者(考査部門長)と管理責任者(電源事業本部長)が並び、考査部門長の下には調達本部長が、電源事業本部長の下には電源事業本部長(原子力品質保証)と電源事業本部長(原子力管理)※2(原子力発電保安委員会)があり、原子力管理の下には原子力安全技術、燃料、電源土木、原子力建築(※2)があり、原子力建築の下には原子力人材育成センター所長(※1)がある。また、電源事業本部長の下には原子力品質保証がある。さらに、原子力発電保安運営委員会(※1)の下には、廃止措置主任者、品質保証部長(課長)、技術部長(総務課長、技術課長、燃料技術課長、核物質防護課長、建設管理課長)、環境管理部長(放射線管理課長、廃止措置総括課長)、発電部長(第一発電—当直長、第二発電—当直長)、保守部長(保守管理課長、保守技術課長、電気課長、計装課長、3号電気課長、原子炉課長、タービン課長、3号機械課長、土木課長、建築課長、SA工事プロジェクト課長)がある。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長（<b>原子力</b>建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長（<b>電源</b>建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(該当なし)</p>	<p><u>附則（平成31年3月5日 原規規発第1903055号）</u>  <u>（施行期日）</u>  <u>第1条 この原子炉施設保安規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>・ 附則の追加</p>